

平成19年度 地球温暖化防止に係る国民運動における NPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業（説明資料）

平成19年4月23日

1. 事業概要

政府の地球温暖化対策推進本部では、地球温暖化防止に係る国民運動「チーム・マイナス6%」を展開しています。これは地球温暖化を防止するために、政府、地方公共団体、企業、民間団体、さらに国民一人ひとりが連携してチームになって具体的な行動を実践していこうという運動です。

各地域においては、「チーム・マイナス6%」に参加していただいているNPO・NGO等の民間団体が、様々な創意・工夫をこらした地球温暖化防止活動を実施されています。しかしながら、メディアとの連携が十分ではない場合は、普及啓発効果が例えば実施に参加した人だけにとどまってしまう事例もあるかと思えます。

そこで本事業は、それぞれの地域で活躍するNPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、適切な素材と伝達手段を用いて、情報（＝民間団体の活動）を伝えたい相手に対してそれが伝わるようにするための経費を支援することで、民間団体が行う活動の普及啓発効果を最大限に発揮させ、地域における具体的な地球温暖化防止活動の実践を促すことを目的とするものです。

<例えば>

民間団体が地元の小学校で、遮光のためにアサガオで“緑のカーテン”をつくるという取組を実施し、その取組を市内の他の学校にも広め実践を促進するという目的で、地元地方紙が発行する地元学校関係者向けの紙面にその取組を特集する。その情報発信素材として、地方紙が（後々にはその民間団体が活動の普及啓発にも利用できるような）広報用図解パネルや取組実践マニュアル、活動実績報告等を制作・編集する。

→この場合、紙面に特集を掲載する費用と、そのための情報発信素材制作・編集費を本事業にて支援する。（情報を伝えたい相手＝「地元学校関係者」）

2. 対象事業の要件

支援対象事業は次の要件で公募し、選考委員会にて選考・決定します。

NPO・NGO等の民間団体が実施する活動の基本的な部分が自立していること。
例えば、本支援事業の支援がなければ実施できない事業は対象外となります。

メディアがその事業をどのような手段で支援又は広報するのかが具体的に提案されていること。

情報発信をする対象（＝誰に伝えたいのか）が特定されていること。

→「広く県民を対象」等は不適。「県内の主婦を対象」「都内の中・高生を対象」等、その広報のターゲットは誰なのかを特定する。

情報発信をする対象に対し、温暖化を防止する行動を新たに喚起する高い効果があり、かつ、その情報発信した効果について、具体的かつ定量的な評価方法が示されていること。

- 例えば、「地球温暖化防止に資する新たな行動を喚起」することが本支援事業の基本コンセプトの一つであることを踏まえれば、「事業実施後に参加者に追跡アンケートを実施し、（本支援事業のスキームを使い情報発信したことで）〇〇人が新たに地球温暖化防止に資する 〇〇な行動をはじめた」ことを測定する等

本支援事業を実施することで見込まれるCO₂排出削減量の算定式が示されていること。

- 例えば「コンビニでレジ袋を断ろうキャンペーン」を町内で実施し、まず、事業実施後にアンケートを実施し、本支援事業でキャンペーンを知り期間中に〇〇%の人がレジ袋を平均 〇〇枚断ったことを把握。

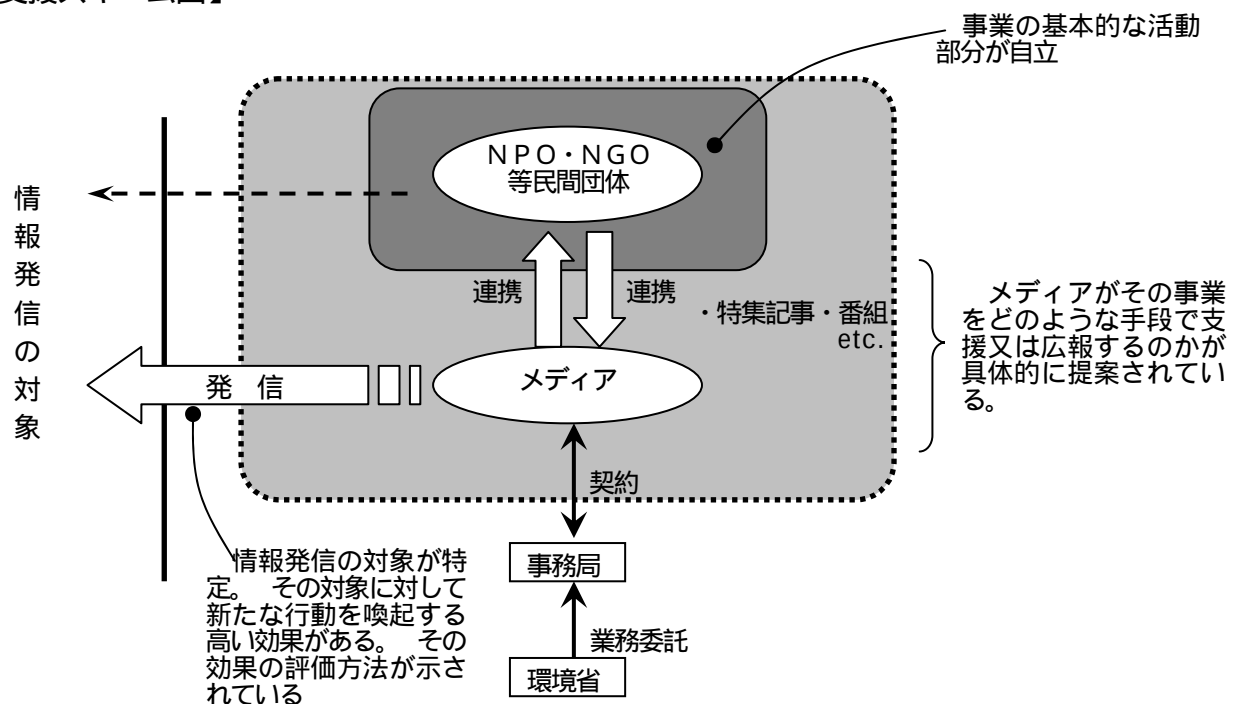
（CO₂排出削減量の算定式）

$$\text{町民数} \times \text{〇〇\%} \times \text{枚} \times 61\text{g} \text{ (レジ袋を1枚使い捨てた時のCO}_2\text{排出量)}$$

支援決定通知日～平成20年1月31日迄の期間に効果測定まで実施できる事業であること。

本支援事業の予算はいわゆる「石特会計」であるため、その用途は代替エネルギー、省エネルギー対策に限られ、対象となるNPO・NGO等の民間団体が実施する活動も、温室効果ガスの「排出抑制対策」に限られます。よって「吸収源対策」としての森林整備や緑化対策は、本支援事業の対象外となりますので留意してください。

【支援スキーム図】



3．応募方法及び応募期限

- (1) 応募は地球温暖化防止に関する活動を行うNPO・NGO等の民間団体と、メディア（新聞社、テレビ放送局、ラジオ放送局、タウン誌出版社等、自前の広報媒体を有する団体）が連名で行ってください。
- 連携する民間団体とメディアは、「複数対1」「複数同士」など、実質的に複数の団体が協同して行う案件の申請も可能です。申請は、代表団体名にて申請してください。選考委員会による審査の結果、支援することが決定された場合は、その代表メディア団体が契約者となります。
- (2) 1件あたりの支援額の上限は5百万円（税込）です。
- 支援対象となる経費は、「適切な素材と伝達手段を用いて、情報を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費」（募集要綱第1条）であり、具体的には「メディアが支援又は広報する部分（そのための情報発信素材制作・編集費を含む）」にかかる経費のみです。
- (3) 平成19年5月25日（金）17:00 迄（必着）に下記提出先に応募してください。
なお、郵便事情による遅延も想定し、必ず余裕をもって発送してください。
- (4) その他、詳細につきましては「別記：応募方法等の詳細」を参照してください。
なお、採択事業件数は十数件程度を予定しております。

4．応募書類提出先及び問い合わせ先

チーム・マイナス6%運営事務局 連携支援事業係
102-8787 東京都麹町郵便局留「チーム・マイナス6%」
TEL：03-5226-1153
E-mail：support@team-6.net 担当：嶋田、白井

【別記】応募方法等の詳細

1. 応募書類

- (1) 申請書・・・募集要綱別紙様式1
- (2) 企画提案書・・・募集要綱別紙様式2
- (3) 要求経費積算・・・募集要綱別紙様式3
- (4) 事業実施団体（NPO・NGO等の民間団体及びメディア）の概要
・・・募集要綱別紙様式4

2. 支援経費の支払について

支援経費は、チーム・マイナス6%運営事務局から、採択案件を提案した前頁3(1)のメディアに対する精算払となります。

3. 採択案件の進め方について

採択案件の進め方については、本支援事業の効果をより高めるとともに、メディアとNPO・NGO等の民間団体との連携を円滑に進めるために、当方担当者（「平成19年度地球温暖化防止大規模『国民運動』（チーム・マイナス6%）推進事業」を環境省から受託している株式会社博報堂及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの担当者）と採択案件の申請団体との間で調整しながら進めていくことになります。

4. スケジュール（予定）

平成19年5月25日	応募締切（17:00 必着）
5月下旬～6月下旬	審査、事業選定
6月下旬	採択事業の内定連絡、 事務局との契約手続
支援決定通知日～	
平成20年1月31日	事業実施、メディアによる広報、効果測定
平成20年2月15日迄	事業報告書、 請求書提出
4月下旬	精算払